

地域密着型特別養護老人ホームあさひ

(地域密着型介護福祉施設サービス)

重要事項説明書

(令和6年8月1日改定)

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(大泉町指定第1093100111号)

当事業所は、利用者に対して地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1～5」と認定された方が対象となります。

※※ 目 次 ※※

1	事業者	1
2	事業所の概要	1
3	事業実施の地域	1
4	職員の配置状況	1
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	2～5
6	秘密の保持と個人情報の保護について	5
7	サービス提供に関する相談・苦情の受付について	5
8	運営推進会議の設置	5
9	協力医療機関、バックアップ施設	6
10	緊急時の対応方法	6
11	非常災害対策	6
12	事故発生時の対応方法	6
13	身体的拘束等について	6

※ (別紙1)「個人情報の保護(方針・利用目的)」

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊延会
(2) 法人所在地 群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1070
(3) 電話番号等 ☎ (0276) 63-7652 FAX (0276) 63-7649
(4) 代表者氏名 理事長 真下 延男
(5) 設立年月日 1983年 6月 9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護
2011年 4月 1日指定 大泉町 1093100111 号
- (2) 事業所の目的と運営方針
- 1 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常にそのものの立場に立って介護サービスを提供します。
 - 2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、大泉町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設等との密接な連携に努めるものとします。
- (3) 事業所の名称 地域密着型特別養護老人ホームあさひ
- (4) 事業所の所在地 群馬県邑楽郡大泉町朝日4丁目17番30号
- (5) 電話番号等 ☎ (0276) 55-5300 FAX (0276) 20-1123
- (6) 代表者氏名 川島 攻
- (7) 開設年月日 2011年 4月 1日
- (8) 定員 29名
- (9) 居室等の概要
当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。
- ① 居室… 個室13室、多床室(4人室)4室
 - ② 食堂兼機能訓練室
 - ③ 医務室
 - ④ 浴室
 - ⑤ 静養室
 - ⑥ 談話室

3. 事業実施の地域

通常の事業の実施地域： 大泉町全域

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

4. 職員の配置状況

当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置の状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	計	職務の内容
1. 管理者※1)	1名		1名	介護老人福祉施設総括・事業内容調整
2. 医師※2)		2名	2名	入居者の診察及び保健衛生の管理
3. 介護支援専門員※3)	1名		1名	施設サービス計画の作成・相談業務
4. 生活相談員※4)	1名		1名	入居者・家族の相談・助言・援助
5. 管理栄養士※5)	1名		1名	住居者に提供する食事管理・栄養指導
6. 介護職員※6)	10名	1名	11名	入居者の日常生活の介護・相談業務
7. 看護職員※7)	2名		2名	医師の診療補助・健康管理・看護
8. 調理員※8)	3名	2名	5名	入居者に提供する食事の調理業務
9. 事務員※9)	2名		2名	施設の庶務および会計事務
10. 機能訓練指導員※10)	1名		1名	リハビリテーション・機能回復訓練等

※) ショートステイあさひと兼務

※8) 同敷地内小規模多機能ハウスあさひと兼務

- 17) 看取り介護加算(Ⅱ) 【死亡日 45 日前～31 日前】 72 円/1 日あたり
 【死亡日 30 日前～4 日前】 144 円/1 日あたり
 【死亡前々日～前日】 780 円/1 日あたり
 【死亡日】 1,580 円/1 日あたり
- 18) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ… (① および ②-1) ～②-17) の合計額) ×14.0%

※ 上記①、②の算定された総合計額に対し、下記比率を乗じた額が実際の料金となります。

地域区分による割増率(大泉町)… 上記①、②の合計額×1.0

※ 上記①、②は介護保険給付対象サービスです。介護給付費体系に変更があった場合、料金に変更となります。

※ 上記①、②の利用者自己負担額は保険給付部分の自己負担割合(介護保険負担割合証)に応じた額となります。

③ その他の利用料金

- 1) 食費 1,650 円/1 日あたり
 (朝食 450 円, 昼食 600 円, 夕食 600 円)
- 2) 居住費
 個室 1,500 円/1 日あたり
 4 人室 915 円/1 日あたり
- 3) 日常生活費 200 円/1 日あたり
 (歯ブラシ・歯磨き粉・入歯安定剤・入歯洗浄剤等)

以下、利用者希望による

- 4) 管理費(預り金管理) 30 円/1 日あたり
- 5) 理美容代 実費(カット 1,100 円)
- 6) 電気代(電化製品等持込み料) 50 円/1 日あたり
- 7) 健康管理費(インフルエンザ予防接種等) 実費
- 8) その他

※ 入院・外泊時の取り扱いについて

入所期間中に、入院または自宅等に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた料金となりますので、ご了承ください(2-②-2) 外泊時費用 参照)。

また、入院または外泊期間につきましては居住費がかかりますので、ご了承ください。

④ 利用者負担減免について

(Ⅰ) 施設サービスにおける食費・居住費等の減額(負担限度額認定)(R6.8 一部変更)

施設に入所した場合、低所得の人の施設利用が困難とならないように、食費と居住費は申請により一定額以上は保険給付されます。所得に応じた 1 日当たりの負担限度額は下記のとおりとなります。

		居住費	食費
第 1 段階	個室	380 円	300 円
	4 人室	0 円	300 円
第 2 段階	個室	480 円	390 円
	4 人室	430 円	390 円
第 3 段階①	個室	880 円	650 円
	4 人室	430 円	650 円
第 3 段階②	個室	880 円	1,360 円
	4 人室	430 円	1,360 円

○第 1 段階 …市町村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

○第 2 段階 …市町村民税非課税世帯(世帯分離している場合も含む)に属し、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額(障害年金、遺族年金等)の合計が80万円以下の方。本人の預貯金等が単身650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,650万円以下)

○第 3 段階① …市町村民税非課税世帯(世帯分離している場合も含む)に属し、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額(障害年金、遺族年金等)の合計が80万円超120万円以下の方。本人の預貯金等が単身550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,550万円以下)

○第3段階② …市町村民税非課税世帯（世帯分離している場合も含む）に属し、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額（障害年金、遺族年金等）の合計が120万円超の方。本人の預貯金等が単身500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて1,500万円以下）

- ※ 食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は1,445円（日額）です。
- ※ 負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出してください。

(II) 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減

低所得者に対してその利用料の一部を軽減する制度です。以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・市町村民税非課税世帯であること
- ・年間収入が単身世帯で150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）
- ・預貯金などの資産が単身世帯で350万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）
- ・扶養されていないこと
- ・介護保険料を滞納していないこと

- ※ 負担額の減額を受ける場合は「社会福祉法人利用者負担金軽減確認証」を提出してください。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、利用の翌月末日までに下記方法にてお支払いください。

① 事業所での現金支払い

- ※ 原則、事業所窓口での現金支払いとさせていただきます

(4) その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、1ヶ月間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合、またお客様またはその家族が、故意または重大な過失により事業者または従業員の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。
- ・お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出ください。
- ・やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了60日前までに文書で通知いたします。

(5) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 …面会時間は、原則8：00～19：00です。面会簿への記帳をお願いいたします。
- ・外出・外泊 …原則として自由ですが、宿泊開始3日前までに職員に申し出て、所定の用紙に記入してください。
- ・設備・器具の利用 …本来の用途に従って自由にご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・喫煙・飲酒 …管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒することはご遠慮ください。
- ・火気の使用 …指定された場所以外で火気を用い、又は自炊はご遠慮ください。
- ・迷惑行為等 …けんか、口論、泥酔、騒音等で他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
- ・金銭・貴重品の管理 …介護保険対象外サービスとして、別途定める契約により管理させていただきます。
- ・医療機関への受診 …希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。
- ・健康保持 …入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否することはできません。
- ・所持品の持ち込み …日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・宗教活動 …信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット …施設内でペットを飼うことはできません。
- ・身上変更の届出…入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出て下さい。

- ※ その他管理者が定めたこと、禁止事項について留意下さい。

(損害賠償)

入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を【重要事項説明書・別紙1】の目的のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第18条参照）

当施設でのサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

(1) 当事業所および第三者委員会における苦情の受付

事業所苦情 相談窓口	苦情解決責任者 川島 攻（管理者） 苦情解決担当者 内藤 優子（生活相談員） 連絡先 TEL (0276) 55-5300 FAX (0276) 20-1123
事業所外苦情 相談窓口 (第三者委員会)	岡田 良次（法人監事、現・社会福祉法人泉会 法人担当） TEL (0276) 62-2049
	渡辺 政和（法人評議員、元・大泉町議会議長） TEL (0276) 63-2987

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 大泉町高齢介護課介護保険係	所在地： 呂楽郡大泉町大字吉田2465番地 TEL (0276) 55-2632(代) FAX (0276) 62-2108
【公的団体の窓口】 ・国民健康保険団体連合会 ・群馬県社会福祉協議会 (運営適正委員会)	TEL (027) 290-1363 TEL (027) 255-6669

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞	
構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、大泉町または地域包括支援センターの職員および地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有する者等にて構成するものとします。	
開催：隔月で開催。	
議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。	

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

協力医療機関	蜂谷病院 〒370-0514 大泉町朝日 4-11-1 TEL (0276) 63-0888
	協力歯科医療機関
連携介護老人保健施設	長谷川歯科医院 〒373-0036 太田市由良町 294-1 TEL (0276) 31-5737
	介護老人保健施設 いずみの里 〒370-0511 大泉町北小泉 1-26-1 TEL (0276) 20-3533

10. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合には、利用者の主治医または協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

11. 非常災害対策

(1) 防災および非常災害対応

当事業所では、避難訓練を年2回実施します。非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、地震、大水等災害発生時は、市町村の大規模災害マニュアルに基づき、BCP計画の策定、緊急体制の確保及び対応を行います。

(2) 消防用設備

自動火災報知器、非常通報装置、消火器、スプリンクラー等消防法による設備を設置しています。

12. 事故発生時の対応方法

当事業所は利用者に事故が発生した場合に、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

13. 身体的拘束等について

当事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「身体拘束防止検討委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。

- ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・身体的拘束等が一時的であること。

14. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針を定める
- ② 虐待防止のための担当者を置く
- ③ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置し、定期的を開催し、委員会の決定事項等は従業者に周知徹底を図る。
- ④ 虐待防止のための研修を定期的実施し、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ⑤ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

個人情報利用方針・利用目的

(平成23年4月1日現在)

地域密着型特別養護老人ホームあさひでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

【当施設内部での利用目的】

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・利用者の介護サービスの向上
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・他の居宅サービス事業者や居宅支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

【当施設の内部での利用に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供